

総税固第 22 号  
令和 5 年 3 月 27 日

各都道府県市町村税担当課長 殿  
（市町村税担当課扱い）  
東京都総務局市町村担当課長・主税局固定資産税担当課長 殿  
（市町村税・固定資産税担当課扱い）

総務省自治税務局固定資産税課長  
（ 公 印 省 略 ）

地方税法第 343 条第 5 項の規定の適用に係る留意事項について（ガイドライン）  
の一部改正について

「地方税法第 343 条第 5 項の規定の運用に係る留意事項について」（令和 2 年 9 月 4 日総税固 52 号）の別紙「地方税法第 343 条第 5 項の規定の適用に係る留意事項について（ガイドライン）」について、新旧対照表（別添 1）のとおりガイドラインを改正（別添 2）するとともに、使用者を所有者とみなす制度の適用に係る事例集（別添 3）を作成しましたので、これらを踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。